

大阪大学附属図書館寄贈図書受入基準

平成11年2月10日
館長 裁定

(趣旨)

第1条 大阪大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に寄贈される各種資料（以下「図書」という。）の受入れについては、この基準によるものとする。

(受入の基準)

第2条 寄贈の申し出があった図書または寄贈された図書（以下「寄贈図書」という。）のうち、大阪大学における教育・研究・学習にとって有益と考えられる図書を、附属図書館の蔵書として受入れるものとする。

2 次の各号の一に該当する寄贈図書は、附属図書館の蔵書として受入れないものとする。

- (1) 附属図書館として認めがたい寄贈条件が付されている図書。
- (2) 既に附属図書館が所蔵している図書と同一のものであって、受入れることによって必要以上に重複するもの。
- (3) 刊行後相当の期間が経過しているために資料的価値が著しく減じている図書。
- (4) 利用者に誤った情報を与える恐れがある図書。
- (5) バックナンバーを除く継続して寄贈されることが期待できない逐次刊行物。
- (6) 特定の宗教、政治団体または営利団体等の広報・宣伝等を目的として出版された図書。
- (7) 内容が趣味的で、学術出版物とは認めがたい図書。
- (8) 汚損または破損した図書で、補修に要する費用が当該図書の取得に要する費用より高額なもの。
- (9) その他大学図書館に相応しくない図書。

3 寄贈図書を収容するスペースが確保できない場合は、第1項の規定にかかわらず、受入れないものとする。

(受入の単位)

第3条 寄贈図書の受入れについては、次の各号によるものとする。

- (1) 一冊または少数の図書については、一冊ごとに受入れの是非を判断し、受入れる。
- (2) 個人または団体が収集した多数の図書からなる集書（以下「コレクション」という。）は次号に該当する場合を除き、その全体を一括して受入れることはせず、一冊ごとに受入れの是非を判断し、受入れる。
- (3) コレクションの内容が、極めて希少性があり、また、貴重であり（貴重図書または貴重図書に準ずるもの）、かつ全体としてまとまっていることで資料的価値が著しく高くなるものについては、原則としてその全体を一括して受入れる。

(図書の配置)

第4条 前条に規定する寄贈図書の附属図書館内の配置については、次の各号によるものとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号により受入れた図書は、一括配置は行わない。
- (2) 前条第1項第3号により受入れた図書は、一括配置することができる。

附 則

この基準は、平成11年2月10日から施行する。